

リサイクル物品（缶プレス等）売払い仕様書

（目的）

本仕様書は、葛城市（以下「甲」という。）を発注者とし、ごみ処理施設から排出する一般廃棄物及び資源物のうち、排出資源物を受注者（以下「乙」という。）が適切かつ円滑に履行するため、必要な事項を定めるものとする。

（排出期間及び契約）

排出期間は、令和8年10月1日～令和9年1月29日までとする。

また、資源物ごとのトン当たりの売買単価契約とする。

（排出資源名）

排出資源物名は、①スチール缶プレス品、②アルミ缶プレス品、
③鉄くず、④アルミシュレッダー、⑤鉄くず（処理不適物）、⑥雑線とする。

（排出数量）

排出資源物の数量は、搬出時計量した数量とする。

（発生見込量）

甲が発注する排出期間中の排出資源物の発生見込量。

① スチール缶プレス	7 t
② アルミ缶プレス	14 t
③ 鉄くず（ロールオン）	41 t
④ アルミシュレッダー	3 t
⑤ 鉄くず（処理不適物）	8 t
⑥ 雑線	2 t

※発生見込量は予測数値であるため、この入札契約において確約するものではありません。

（排出資源物の搬出等）

甲及び乙は、次に定めるところにより排出資源物を搬出しなければならない。

- (1) 引渡し場所は、甲乙協議の上決定し乙が搬出する。
- (2) 乙の着脱装置付きコンテナ専用車に甲が積み込みを行う。乙は着脱装置付きコンテナ専用車にて引き取りを行うこと。
- (3) 計量は公的検査に合格した計量器を用い、乙が搬出時に空車重量計量の後、排出資源物積み込みのあと再度計量する2度計量を原則とする。
- (4) 引き取りについてはあらかじめ指定の時間内に行うこと。
- (5) 引取りは、甲が申し出た日に行う。
- (6) 乙は本仕様書に記載されている排出資源物の引取りを拒否しないこと。

(リサイクル処理など)

乙は、排出資源物を適正に運搬処理しなければならない。

(排出資源物売買代金の納付)

乙は、一ヶ月ごとに集計した排出数量にそれぞれ売買資源別単価を乗じて得た金額を計量証明書を添付して遅延なく納付しなければならない。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(疑義などの協議)

この仕様書に定めのない事項が発生したとき、または、疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。